

平成30年度

千代田区立九段中等教育学校
入学者決定に関する実施要綱
(手 引 き)

平成29年9月

千代田区教育委員会

目 次

○平成30年度 千代田区立九段中等教育学校入学者決定に関する実施要綱		頁
第1	日程	1
第2	募集人員	1
第3	応募資格	1
第4	出願	3
第5	検査等の実施及び採点	4
第6	入学者を決定するための手続等	5
第7	合格者の発表	5
第8	入学手続	5
第9	繰上げ合格者の決定	6
第10	報告書	6
第11	本人得点の開示	7
第12	特別措置	7
第13	出願書類についての注意事項等	8
第14	その他	9
○千代田区立九段中等教育学校応募資格審査取扱要項		10
○様式一覧		17

平成30年度 千代田区立九段中等教育学校入学者決定の日程

平成30年1月			平成30年2月		
日	曜	内 容	日	曜	内 容
16	火	出願受付	1	木	
17	水	出願受付	2	金	
18	木		3	土	検査
19	金	応募状況の発表	4	日	
20	土		5	月	
21	日		6	火	
22	月		7	水	
23	火		8	木	
24	水		9	金	ホームページ上発表（午前8時） 掲示発表（午前9時）・入学手続
25	木		10	土	入学手続
26	金		11	日	建国記念の日
27	土		12	月	振替休日
28	日		13	火	
29	月		14	水	入学金納入期限
30	火		15	木	
31	水		16	金	

平成30年度 千代田区立九段中等教育学校入学者決定に関する実施要綱

平成30年度における千代田区立九段中等教育学校（以下「中等教育学校」という。）の入学者の決定は、この要綱に定めるところにより実施する。

第1 日程

事項	区分A、区分Bに共通
出願	平成30年1月16日(火) 午前9時から午後3時 平成30年1月17日(水) 午前9時から午後3時 受付場所 中等教育学校 九段校舎（千代田区九段北2-2-1） 願書、報告書、志願者カード、その他必要書類を持参し提出する
応募状況の発表	平成30年1月19日(金) 午前11時 中等教育学校 九段校舎（千代田区九段北2-2-1）掲示 中等教育学校ホームページ（ http://www.kudan.ed.jp/ ）掲載
検査	平成30年2月3日(土) 午前8時30分 集合 午後0時15分 検査終了 会場 中等教育学校 九段校舎（千代田区九段北2-2-1） 中等教育学校 富士見校舎（千代田区富士見1-10-14）
発表	平成30年2月9日(金) 午前8時 中等教育学校ホームページ（ http://www.kudan.ed.jp/ ）掲載 平成30年2月9日(金) 午前9時 中等教育学校 九段校舎（千代田区九段北2-2-1）掲示
入学手続	平成30年2月9日(金) 午前9時から午後3時まで 平成30年2月10日(土) 午前9時から正午まで 会場 中等教育学校 九段校舎（千代田区九段北2-2-1）

第2 募集人員

募集区分	区分A	区分B
募集人員	80名（男子40名、女子40名）	80名（男子40名、女子40名）
合計	160名	

第3 応募資格

中等教育学校に入学を志願することのできる者は、第3-1 区分Aの応募資格、又は第3-2 区分Bの応募資格のそれぞれの表の①欄(1)から(4)のいずれかに該当し、現に中学校、特別支援学校の中学部、中等教育学校の前期課程又は義務教育学校の後期課程に在籍していない者で、かつ、②欄中の(1)又は(2)のどちらかに該当する者とする。

第3-1 区分Aの応募資格

①
(1) 平成30年3月に学校教育法に定める小学校、特別支援学校の小学部又は義務教育学校の前期課程（以下「小学校」という。）を卒業又は修了（以下「卒業」という。）する見込みの者
(2) 平成30年3月31日までに、日本国内において、外国人学校の教育により日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成17年4月2日から平成18年4月1日までの間に出生した外国籍を有する者
(3) 平成30年3月に文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（以下「日本人学校」という。）の当該課程を修了する見込みの者

(4) 平成 30 年 3 月 31 日までに外国に所在する学校（以下「現地校」という。）において日本の 6 年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成 17 年 4 月 2 日から平成 18 年 4 月 1 日までの間に出生した者

②

(1) 平成 29 年 4 月 1 日現在千代田区内に住所を有しており（転入の場合は平成 29 年 4 月 1 日までに転入の届出を完了していること）、引き続き中等教育学校の卒業まで千代田区内に居住し、かつ、通学することが確実で、千代田区立中学校選択制度において区立中学校を選択し、次のアとイのどちらかの条件を満たす者

ア 保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかが死別等でいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者がいない場合は後見人をいう。以下、本実施要綱において同じ。）と同居していること。

イ 次の（ア）から（エ）のいずれかに該当する者であること。ただし、父又は母のどちらとも同居せず、おじ、おば、祖父母、兄姉、知人等（以下「おじ等」という。）と同居している場合には「具申書」（様式 7）の提出が必要となる。

（ア） 父母のどちらかが行方不明で、父母のどちらかと同居している者

（イ） 父母のどちらかが療養・転勤のため、父母のどちらかと同居している者

（ウ） 父と母が離婚したため又は離婚するため別居している場合で、父母のどちらかと同居している者

（エ） その他、志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者

なお、東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日発生）又は平成 28 年熊本地震（平成 28 年 4 月 14 日発生）において、被災地から避難して千代田区立小学校に在学する者は、事情により千代田区内に住民票を異動することができていない場合であっても、避難者名簿等により継続して居住していることが確認できる場合には、区分 A での応募を可とする。その際、志願者が父母のどちらか一方とも同居していない場合は、「志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者」とし、小学校の校長（以下「小学校長」という。）は具申書（様式 7）を中等教育学校に提出すること。

(2) 都外に所在する都立特別支援学校小学部卒業見込みの者又は都外に所在する児童福祉施設に入所している東京都の措置児童で、小学校を卒業する見込みの者のうち平成 29 年 4 月 1 日現在千代田区内に保護者が住所を有し、中等教育学校入学日までに保護者と同居する者で、中等教育学校卒業まで千代田区内に居住、通学することが確実な者

第 3-2 区分 B の応募資格

①

(1) 平成 30 年 3 月に小学校を卒業する見込みの者

(2) 平成 30 年 3 月 31 日までに、日本国内において、外国人学校の教育により日本の 6 年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成 17 年 4 月 2 日から平成 18 年 4 月 1 日までの間に出生した外国籍を有する者

(3) 平成 30 年 3 月に日本人学校の当該課程を修了する見込みの者

(4) 平成 30 年 3 月 31 日までに、現地校において日本の 6 年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成 17 年 4 月 2 日から平成 18 年 4 月 1 日までの間に出生した者

②

(1) 保護者と同居している者で、都内に住所を有しており、引き続き中等教育学校の卒業まで都内に居住し、通学することが確実な者

又は、都内の小学校に在籍している者のうち、都内に住所を有し、引き続き中等教育学校の卒業まで都内に居住し、通学することが確実で、次のアからエのいずれかに該当する者

ただし、父母のどちらとも同居せず、おじ等と同居している場合には「具申書」（様式 7）の提出が必要となる。

ア 父母のどちらかが行方不明で、父母のどちらかと同居している者

イ 父母のどちらかが療養・転勤のため、父母のどちらかと同居している者

ウ 父と母が離婚したため又は離婚するため別居している場合で、父母のどちらかと同居し

ている者

エ その他、志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者

なお、東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日発生）又は平成 28 年熊本地震（平成 28 年 4 月 14 日発生）において、被災地から避難している都内小学校に在学する者の中等教育学校入学決定の応募資格については、事情により都内に住民票を異動することができていない場合であっても区分 B での応募は可とする。その際、志願者が父母のどちらか一方とも同居していない場合は、「志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者」とし、小学校長は具申書（様式 7）を中等教育学校に提出すること。

- (2) 都外に所在する都立特別支援学校小学部卒業見込みの者又は都外に所在する児童福祉施設に入所している東京都の措置児童で、小学校を卒業する見込みの者のうち中等教育学校入学日までに保護者と同居し、都内へ転居する者で、中等教育学校卒業まで都内に居住し、通学することが確実な者

第3-3 応募資格審査が必要な場合

次の(1)から(6)のいずれかに該当する者は、千代田区立九段中等教育学校応募資格審査取扱要項に定める手続により応募資格の審査を受け、承認を得る必要がある。応募資格の審査及び出願についての承認は、千代田区立九段中等教育学校長（以下「中等教育学校長」という。）に委任する。

なお、次の(1)から(6)までにおいて、保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できないときは、父母のどちらか一方と同居すればよい（(3)又は(4)において身元引受人がいる場合を除く。）

- (1) 保護者とともに都内に住所を有し、そこから都外の小学校に通学している者
- (2) 前記第3-2②欄の規定にかかわらず、住所が都外に存する者のうち、保護者とともに入学日までに都内に転入することが確実な者
- (3) 前記第3-2①欄(3)、(4)に該当する者のうち、保護者とともに入学日までに都内に転入することが確実な者。ただし、日本国籍を有する者で、特別な事情により保護者が帰国できず、志願者のみが帰国する場合は、保護者に代わる都内在住の身元引受人がいて、かつ、保護者（保護者が父母である場合は、父又は母のどちらか一方でよい。）が志願者の入学後1年以内に帰国し、都内に志願者と同居することが確実であることが必要である。
- (4) 都内の島しょの小学校卒業見込みの者で、入学日までに島しょ以外の都内へ転居することが確実な者（保護者とともに転居する者又は身元引受人の住所に転居する者）は、「島しょからの転居に関する申立書」（様式8）を提出することにより、応募資格の審査に代える。
- (5) 前記3-2①欄(2)に該当する者
- (6) 前記3-2②欄なお書き該当する者は、転居に関する申立書（様式応3）及び転居を証明する書類（身元引受人と同居する場合は身元引受人承諾書（様式任意）及び身元引受人の住民票記載事項証明書（様式応2）並びに罹災証明書又は被災証明当、当該震災の発生日現在、当該震災による災害救助法適用地域に住所を有していたことを証明する書類を提出することにより、応募資格の審査に代える。

第4 出願

第4-1 出願方法

- (1) 中等教育学校を志願する者は、都立中等教育学校及び都立中学校への出願はできない。
- (2) 志願者又は保護者等は、出願期間中に出願に要する書類等を持参し、中等教育学校長に提出する。なお、一度提出した出願に要する書類等は返却しない。

第4-2 出願手続

第4-2-1 小学校長の手続

- (1) 入学願書（様式1）

小学校長は、在学している児童について、入学願書に記載されている事項及び貼り付けてある写真が本人のものであること並びに中等教育学校への応募資格があることを確認し、所定の位置に小学校長の公印（以下「公印」という。）を押す。

ただし、都外の小学校の場合は、公印は必要ない。

(2) 報告書（様式 2）

小学校長が作成し、中等教育学校長へ、親展扱いで 1 部提出する。

第 4-2-2 志願者の手続

志願者又は保護者は、出願期間中に次の書類等を受付場所である中等教育学校 九段校舎（千代田区九段北 2-2-1）に持参し、中等教育学校長に提出する。

(1) 入学願書（様式 1）

(2) 報告書（様式 2）

(3) 志願者カード（様式 13）

(4) 応募資格審査関係書類（本要綱第 3-3 に該当する者のみ。）

(5) 入学検定料 2,200 円（所定の納付書により、指定の納付場所（注）に納め、領収証書を提出すること。いったん納入したものは還付しない。）

（注）納付場所 千代田区指定金融機関、特別区公金収納取扱店、東京都、山梨県及び関東各県所在のゆうちょ銀行・郵便局

(6) その他中等教育学校長が定めた書類等

第 4-3 受検票の交付

志願者の入学願書等を受け付けた中等教育学校長は、受付場所において受検票を交付する。

第 4-4 応募状況の発表

応募人員は、1 月 19 日（金）午前 11 時に中等教育学校に掲示するとともに、中等教育学校ホームページに掲載する。

第 5 検査等の実施及び採点

第 5-1 検査内容

中等教育学校の教育理念の「育てたい生徒像」をふまえ、学習活動への適応能力、問題解決への意欲や自己の将来展望、時事への興味・関心等を見るものとする。

第 5-2 検査等の方法

入学者決定に際して、中等教育学校長は、小学校長から提出された報告書と適性検査、志願者カードを適切に組み合わせて実施する。

なお、報告書等の扱いについては、中等教育学校長が適切に定める。

第 5-3 検査時間

児童にとって過度の負担とならないように、中等教育学校長が適切に定める。

第 5-4 問題作成

(1) 出題の基本方針

中等教育学校の教育理念の「育てたい生徒像」をふまえ、小学校で学習した基礎的・基本的な内容を関連させ、単に教科の知識の量を見るものではなく、学習活動への適応能力、問題解決への意欲や自己の将来展望、時事への興味・関心を見い出せるような出題を基本とする。

(2) 検査問題は、中等教育学校が設置する検査問題作成委員会が作成する。

(3) 検査問題作成委員会の委員は、中等教育学校長が命ずる。

(4) 検査問題作成委員会の委員長は、中等教育学校長とする。

第 5-5 採点

(1) 中等教育学校に採点委員会を置き、検査の採点を行う。

(2) 採点委員会の委員（以下「採点委員」という。）は、中等教育学校長が命ずる。

- (3) 採点委員会の委員長（以下、「採点委員長」という。）は、中等教育学校長とする。
- (4) 採点委員長は、採点委員のうちから、採点責任者を命ずる。

第6 入学者を決定するための手続等

中等教育学校長は、本校の特色や教育理念の「育てたい生徒像」に基づいて、あらかじめ定めた方法により合格者を決定する。

第6-1 入学者決定の基本方針

中等教育学校長は、合格者の決定に際して、小学校長から提出された報告書及び検査の結果（以下「総合成績」という。）を用いて、総合的に判断して入学者の決定を行う。

第6-2 選考

- (1) 中等教育学校に選考委員会を置き、入学者決定に関する事務を行う。
- (2) 選考委員会の委員は、中等教育学校長が命ずる。
- (3) 選考委員会の委員長は、中等教育学校長とする。

第6-3 合格候補者の決定

中等教育学校長は、次により合格候補者を適切に決定する。

なお、合格候補者を決定するための順位を定めるに当たっては、同順位が出ないようにする。

- (1) あらかじめ定めた募集区分（区分A、区分B）ごとに、男女別の総合成績の順（以下「総合順位」という。）により合格候補者を決定する。
- (2) 上記(1)で男子（女子）が募集区分ごとの募集人員に達しない場合は、募集区分ごとに合格候補者となっていない女子（男子）から募集人員まで充足する。
- (3) 上記(2)で区分A（区分B）が募集区分ごとの募集人員に達しない場合は、合格候補者となっていない区分B（区分A）から募集人員まで充足する。

第6-4 合格者の決定

中等教育学校長は、選考委員会の資料を総合的に判断して合格候補者のなかから合格者及び繰上げ合格候補者を決定する。

第7 合格者の発表

合格者の発表は、中等教育学校に掲示及び中等教育学校ホームページへの掲載による。
合格者には、中等教育学校長が「合格通知書」（様式3）を交付する。

第8 入学手続

第8-1 入学意思確認書の提出及び入学金の納入

合格者は、入学手続期間内に「入学意思確認書」（様式4）を提出し、入学手続を行う。

入学手続期間内に「入学意思確認書」（様式4）を提出しない者は合格を放棄したものとみなす。ただし、やむを得ない事情により入学手続期間内に「入学意思確認書」（様式4）の提出ができない場合は、入学手続期間内に中等教育学校に連絡し、入学意思を伝えること。中等教育学校長は状況を把握の上、当該合格者の入学手続の扱いを決定する。

なお、やむを得ない事情とは、自己の責に帰せない事情であり、公共交通機関の遅延又は急病により、入学手続期間を過ぎる場合をいう。これによらない場合については、中等教育学校長は、千代田区教育委員会と事前に協議の上、決定する。

入学金は平成30年2月14日（水）までに指定された方法で納入すること。なお、いったん納入した入学金は還付しない。

入学金：区分A 5,650円 区分B 56,500円

第8-2 入学許可書の交付

中等教育学校長は、入学手続を完了し入学許可予定者となった者に対して、居住地の区市町村教育委員会に対して提示する「入学許可書」（様式5）を交付する。

第8-3 入学辞退届の提出

入学許可予定者のうち、保護者の転勤等やむを得ない事情により入学を辞退しようとする者は、「入学辞退届」（様式6）を中等教育学校長に速やかに提出する。

第9 繰上げ合格者の決定

入学手続人員が募集人員に達しない場合、中等教育学校長は、平成30年2月16日（金）午後5時を期限として、繰上げ合格者の入学意思を順位に従って電話等により速やかに確認し、入学の意思のある者を繰上げ合格者として決定し、「合格通知書」（様式3）を交付する。なお、繰上げ合格者については発表しない。

「合格通知書」（様式3）の交付を受けた者は、指定された期間内に「入学意思確認書」（様式4）を提出し、入学手続を行う。中等教育学校長は、入学手続を完了し入学許可候補者になった者に対して、「入学許可書」（様式5）を交付する。

入学金は指定された期日までに指定された方法で納入すること。なお、いったん納入した入学金は還付しない。

また、上記の期限後に入学辞退者等が発生した場合、2月末日を最終期限として、中等教育学校長は、千代田区教育委員会と協議の上、繰上げ合格者を決定できるものとする。なお、その際の選考方法は上記繰上げ合格者決定の例による。

第10 報告書

第10-1 作成

- (1) 小学校卒業見込者については、志願者が在学している小学校の教職員が記載者となる。
- (2) 記載者以外の複数の教職員が小学校児童指導要録等と照合し、確認する。
- (3) 小学校長は、次のアからウまでにいずれかに該当する場合、報告書の一部を作成しなくてもよい。
 - ア 平成27年4月1日以降帰国し、現地校から編入学した者については、報告書の所定の欄のうち記入できる事項についてのみ記入する。各教科の学習の記録欄への記入又は現地校の成績資料の写しの添付が不可能な場合は、その旨を明らかにした理由書（様式任意）を提出する。
 - イ 小学校の、全ての教科を特別な教育課程により実施している特別支援学級（固定）在籍者については、報告書の所定の欄のうち記入できる事項のみ記入し、記入できない欄については斜線を引く。この場合、不足する記録にかかわる資料の写しを提出する。
 - ウ 出席日数が少ないため、参考のできる資料等を活用しても観点別学習状況の評価を行うことができない場合、また、評価を行うことができない教科がある場合、報告書の所定の欄のうち記入できる事項についてのみ記入する。この場合、小学校長はその旨を明らかにした理由書（様式任意）を提出する。
- (4) 当該小学校長は、上記(1)から(3)までを確認の後、公印を押し内容を証明する。

第10-2 記載事項

報告書には、次の事項を記載する。

- (1) 学籍の記録
- (2) 各教科の学習の記録
- (3) 出欠の記録
- (4) 特別活動・総合的な学習の時間の記録

第10-3 作成方法

報告書は所定の用紙（様式2）により、出願時の在籍校の校長が作成する。

報告書の作成に当たっては、原則として小学校児童指導要録の記入方法に従うものとする。

記載後、記載者の私印及び当該小学校長の公印を押す。

(1) 学籍の記録

ア 児童氏名、性別、生年月日、転入学等の年月、卒業見込年月を記入する。

イ 小学校に転入学又は編入学した志願者については、転入学等の欄に転入学等の年月及び前在籍校名を記入する。

(2) 各教科の学習の記録

各教科の学習の状況について、第4学年、第5学年については小学校児童指導要録に記載されている各教科の評定を記入する。第6学年については小学校学習指導要領に示された各教科の目標に照らして、平成29年12月31日現在における学習等の実現状況を総括的に評価し、3、2、1の3段階で評定を記入する。この場合、「十分満足できると判断されるもの」を3、「おおむね満足できると判断されるもの」を2、「努力を要すると判断されるもの」を1とする。

(3) 出欠の記録

第4学年、第5学年、第6学年について、以下の事項を記入する。

ア 出席しなければならない日数

授業日数から出席停止・忌引等の日数*を差し引いた日数を記入する。

*出席停止・忌引等の日数は以下のような場合をいう。

(ア) 学校教育法第35条及び学校保健安全法第19条による出席停止日数並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条、第20条、第26条及び第46条による入院の場合の日数

(イ) 学校保健安全法第20条により、臨時に学年の中の一部の休業を行った場合の日数

(ウ) 忌引日数

(エ) 非常変災等児童若しくは保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数

イ 欠席日数

出席しなければならない日数のうち病気又はその他の事故で児童が欠席した日数を記入する。

(4) 特別活動・総合的な学習の時間の記録

第6学年の特別活動における児童の活動について、内容ごとにその趣旨に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合には、○印を記入する。その場合、事実及び所見の欄も併せて記入する。また、総合的な学習の時間における児童の学習状況に顕著な成果が見られた場合には、その特徴や身に付いた力について、文章で事実及び所見の欄に記述する。

第11 本人得点の開示

受検者又は受検者の保護者（以下「受検者等」という。）から直接中等教育学校あてに本人得点の開示請求があった場合、中等教育学校長は受検者等であることを受検票などで確実に確認の上、当該受検者の「検査得点票」（様式10）を作成し交付する。開示期間は、平成30年2月26日(月)から平成30年3月2日(金)までとする。

第12 特別措置

(1) 障害のある受検者のうち障害による適性検査等実施上の特別措置を希望する者は、小学校長を経由して、「特別措置申請書」（様式11）により、中等教育学校長に申請する。

(2) 特別措置の申請は、平成29年12月15日（金）までとする。

ただし、提出期限以降に生じた病気等により配慮が必要になった場合は、保護者は速やかに小学校長を経由して中等教育学校長に連絡し、協議すること。

(3) 中等教育学校長は、配慮の内容について千代田区教育委員会と協議の上決定し、平成30年

1月15日(月)までに、小学校長及び保護者に対して「特別措置決定通知書」(様式12)により通知する。

第13 出願書類についての注意事項等

第13-1 入学願書等の記入方法

- (1) 入学願書は、裏面に印刷された「入学願書記入上の注意」に従って記入する。
- (2) 入学願書に記入する氏名等の文字は、住民票に記載されているものを使用する。ただし、住民票に記載の文字が常用漢字表外字の文字である場合、その文字を常用漢字で代用しても差しつかえないが、入学願書、受検票及び報告書の表記は統一すること。

(例 澤一沢、邊一辺)

外国人の場合も、住民票に記載されている氏名(以下「本名」という。)を入学願書の志願者氏名欄に記入する。住民票に漢字氏名又は通称名が併記されていて、受検票に漢字氏名又は通称名のみの記載を希望する者は、住民票に表示がある漢字氏名又は通称名を本名の後に()を付して併記する。

なお、受検票の受検者氏名欄には、入学願書に併記した漢字氏名又は通称名のみの記入で差し支えない。その場合は、入学願書の志願者氏名欄及び報告書の児童氏名欄には、本名の後に()を付して漢字氏名又は通称名を記入する。

(例1) 志願者が外国人で、本人が漢字氏名又は通称名の使用を希望する場合の記載例

- (1) 入学願書の志願者名欄(本名と漢字氏名又は通称名を併記。両方にフリガナを振る。)

フリガナ	チャン アヒン	チャン アヒン	クダン イチロウ	性別
氏名	CHAN AIPIN	(張 愛平)	(九段 一郎)	男
	本名		漢字氏名	通称名

- (2) 入学願書・受検票の受検者氏名欄(通称名のみで可)

フリガナ	クダン	イチロウ
受検者氏名	九段	一郎
	通称名	

- (3) 報告書の学籍の記録・氏名欄(本名と漢字氏名又は通称名を併記。両方にフリガナを振る。)

フリガナ	チャン アヒン	チャン アヒン	クダン イチロウ
児童氏名	CHAN AIPIN	(張 愛平)	(九段 一郎)
	本名	漢字氏名	通称名

(例2) 志願者が外国人の場合の入学願書の志願者名欄

フリガナ	アイシャ アリ	性別
氏名	A i s h a A l i	女

- (3) 保護者氏名欄には保護者の氏名を記入する。保護者が父母である場合、父又は母の氏名(父、母のどちらでもよい。)を記入する。

なお、保護者と別居していて出願を認められた者についても、原則として保護者の氏名を記入するが行方不明又は外国等の遠隔地居住などのため記入できない場合は、保護者と同居せずおじ等と同居している場合は、保護者氏名の後に()を付して「身元引受人おじ〇〇」等と記載する。

第13-2 具申書の提出

- (1) 具申書について

ア 第3-1②(1)イ(ア)から(エ)まで又は第3-2②(1)アからエまでのいずれかに該

当する者で、父母のどちらか一方とも同居していない場合に提出する。

イ 提出方法

(ア) 具申書(様式7)は、申請者が2部作成し、在学している小学校長に提出する。

(イ) 小学校長は、受理した具申書の内容が事実であると認めたときは、小学校長証明欄に氏名を記入し小学校長の公印を押印の上、申請者に1部交付し、他の1部は小学校で保管する。

(ウ) 申請者は、小学校長が証明した具申書を他の書類とともに、中等教育学校長に提出する。

(2) 都内の里親又は小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム事業)委託児童は「措置通知」の写しを具申書とみなす。

(3) 児童福祉施設に入所している東京都の措置児童は、当該児童福祉施設の長からの「意見書」を具申書とみなす。

第14 その他

(1) 入学手続後、住所・氏名等について変更がある場合には、事前に中等教育学校長に申し出なければならない。

(2) 現住所について居住の疑義がある場合には、千代田区教育委員会が訪問調査等を行う。

(3) 報告書の受領書は、発行しない。

(4) この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

千代田区立九段中等教育学校応募資格審査取扱要項

平成30年度千代田区立九段中等教育学校入学者決定に関する実施要綱(以下「要綱」という。)の第3-3に該当している者の応募資格審査の取扱いはこの要項の定めるところによる。

- 1 都内在住者で都外の小学校等に在籍している者
(都内在住者で外国人学校を修了する見込みの者又は修了した者を含む。)
- 2 都外在住者で入学日までに都内に転入することが確実な者
- 3 海外在住者で入学日までに都内に転入することが確実な者

住民票記載事項証明書(様式応2)の提出について

- (1) 上記2に該当した者が入学の手続をした場合は、入学日に、千代田区立九段中等教育学校長に住民票記載事項証明書(申請した住所地に本人及び保護者が転居したことを確認できるもの)を提出する。
- (2) 上記3に該当する場合は、上記(1)に準じて住民票記載事項証明書を提出する。

1 都内在住者で都外の小学校等に在籍している者(都内在住者で外国人学校を修了する見込みの者又は修了した者を含む。)

一 応募資格

次の(1)ア又はイのどちらかに該当し、かつ、(2)に該当する者

(1) ア 平成30年3月に学校教育法に規定する小学校、特別支援学校の小学部又は義務教育学校の前期課程を卒業又は修了する見込みの者

イ 平成30年3月31日までに、日本国内において、外国人学校の教育により日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成17年4月2日から平成18年4月1日までの間に出生した外国籍を有する者

(2) 保護者(本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者がいない場合は後見人をいう。)とともに都内に住所を有し、千代田区立九段中等教育学校入学後も保護者と同居して、引き続き九段中等教育学校卒業まで都内に居住し、都内から通学することが確実な者。ただし、保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよい。

二 出願方法

(1) 提出期間 出願期間とする。

(2) 提出先 千代田区立九段中等教育学校長

(3) 出願に要する書類等

ア 入学願書(様式1)

イ 報告書(様式2)

なお、前記一(1)イに該当する者は、最終学校の成績証明書又はこれに代わるもの(日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込み又は修了したことが分かるもの)

ウ 志願者カード(様式13)

エ 千代田区立九段中等教育学校出願承認申請書(様式応1)

オ 志願者及び保護者を記載した住民票記載事項証明書(様式応2)(平成29年12月1日以降に区市町村長が発行したもの)

なお、前記一(1)イに該当する者で、住民票記載事項証明書(様式応2)に外国籍を有している証明がない場合は、外国籍を有していることを証明する公的機関発行の書類を併せて提出すること。

カ 入学検定料

2,200円(所定の納付書により、指定の納付場所(注)に納め、領収証書を提出すること。いったん納入したものは還付しない。)

(注) 納付場所 千代田区指定金融機関、特別区公金収納取扱店、東京都、山梨県及び関東各県所在のゆうちょ銀行・郵便局

キ その他千代田区立九段中等教育学校長が定めた書類等

三 その他

(1) 応募資格の審査は千代田区立九段中等教育学校長が行い、出願を承認し、入学願書を受理する。

(2) 応募資格に違反し、又は事実と反する記載により出願を承認された者は、出願の承認を取

り消すものとする。

2 都外在住者で入学日までに都内に転入することが確実な者

一 応募資格

次の(1)ア又はイのどちらかに該当し、かつ、(2)に該当する者

- (1) ア 平成 30 年 3 月に学校教育法に規定する小学校、特別支援学校の小学部又は義務教育学校の前期課程を卒業又は修了する見込みの者
イ 平成 30 年 3 月 31 日までに、日本国内において、外国人学校の教育により日本の 6 年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成 17 年 4 月 2 日から平成 18 年 4 月 1 日までの間に出生した外国籍を有する者
- (2) 保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者がいない場合は後見人をいう。）とともに、平成 30 年 4 月の入学日までに都内に転入し、千代田区立九段中等教育学校入学後も保護者と同居し、引き続き九段中等教育学校卒業まで都内に居住し、都内から通学することが確実な者。ただし、保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよい。

なお、千代田区立九段中等教育学校へ入学手続をするため、一時的に都内に住所を有し、入学後再び都外に志願者、保護者又は志願者と保護者が転居する場合は、応募することはできない。

二 出願方法

- (1) 提出期間 出願期間とする。
 - (2) 提出先 千代田区立九段中等教育学校長
 - (3) 出願に要する書類等
- ア 入学願書（様式 1）
 - イ 報告書（様式 2）
 - ウ 志願者カード（様式 13）
 - エ 千代田区立九段中等教育学校出願承認申請書（様式 11）
 - オ 転居に関する申立書（様式 12）
 - カ 転居を証明する書類

(ア) 都内に住居を持つ場合

当選通知書の写し（公共住宅）、確認通知書（建築物）の写し、契約書の写し（売買、賃貸）、転居証明書（社宅等）等

(イ) 既に都内に在住している親族等と同居する場合

親族等の住民票記載事項証明書（様式 10）（平成 29 年 12 月 1 日以降に区市町村長が発行したもの）及び同居同意書（様式 11）

- キ 前期一(1)イに該当する者は、外国籍を有していることを証明する住民票記載事項証明書（様式 10）又は公的機関発行の書類

ク 入学検定料

2,200 円（所定の納付書により、指定の納付場所（注）に納め、領収証書を提出すること。いったん納入したものは還付しない。）

(注) 納付場所 千代田区指定金融機関、特別区公金収納取扱店、東京都、山梨県及び関東各県所在のゆうちょ銀行・郵便局

ケ その他千代田区立九段中等教育学校長が定めた書類等

三 その他

- (1) 応募資格の審査は千代田区立九段中等教育学校長が行い、出願を承認し、入学願書を受理する。
- (2) 応募資格に違反し、又は事実と反する記載により出願を承認された者は、出願の承認を取り消すものとする。
- (3) 入学日に、千代田区立九段中等教育学校長に別途、住民票記載事項証明書（様式応2）（申請した都内の住所に本人及び保護者が転居したことを確認できるもの）を提出する。

3 海外在住者で入学日までに都内に転入することが確実な者

一 応募資格

次の(1)ア又はイのどちらかに該当し、かつ、(2)に該当する者

- (1) ア 文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（日本人学校）の当該課程を平成30年3月に修了する見込みの者
イ 平成30年3月31日までに外国に所在する学校（以下「現地校」という。）において、学校教育法における6年の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成17年4月2日から平成18年4月1日までの間に出生した者
- (2) 保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者がいない場合は後見人をいう。）とともに、平成30年4月の入学日までに都内に住所を有し、千代田区立九段中等教育学校入学後も保護者と同居して、引き続き九段中等教育学校卒業まで都内に居住し、都内から通学することが確実な者。ただし、保護者については、以下の場合も含む。

ア 保護者が父母である場合、父母のどちらかが特別の事情により帰国できないときは、父又は母のどちらかが帰国すればよい。

イ 日本国籍を有する志願者で、志願者のみが帰国する場合は、保護者に代わる都内在住の身元引受人がいて、かつ、保護者（保護者が父母である場合は、父又は母のどちらか一方でよい。）が志願者の入学後1年以内に帰国し、都内に志願者と同居することが確実であること。

なお、千代田区立九段中等教育学校へ入学手続をするため、一時的に都内に住所を有し、入学後再び都外に志願者、保護者又は志願者と保護者が転居する場合は、応募することはできない。

二 出願方法

- (1) 提出期間 出願期間とする。
- (2) 提出先 千代田区立九段中等教育学校長
- (3) 出願に要する書類等

ア 入学願書（様式1）

イ 日本人学校の場合は報告書（様式2）

現地校の場合は最終学校の成績証明書（学校教育法における6年の課程が修了することが分かるもの）又はこれに代わるもの

ウ 志願者カード（様式13）

エ 帰国に関する申立書（様式応4）

なお、前記一(2)アに該当する場合は、理由書（様式応6）又は父母のどちらか一方が志願者と同居できない理由を証明できる書類（海外における勤務証明書等）を併せて提出すること。

オ 転居を証明する書類

(ア) 都内に住居を持つ場合

当選通知書の写し（公共住宅）、確認通知書（建築物）の写し、契約書の写し（売買、賃貸）、転居証明書（社宅等）等

(イ) 既に都内に在住している親族等と同居する場合

親族等の住民票記載事項証明書（様式応2）（平成29年12月1日以降に区市町村長が発行したもの）及び同居同意書（様式9）

カ 上記一の(2)イに該当する場合は、保護者が帰国できない理由を証明する書類（勤務証明書等）及び身元引受人承諾書（様式応5）

ク 入学検定料

2,200円（所定の納付書により、指定の納付場所（注）に納め、領収証書を提出すること。いったん納入したものは還付しない。）

（注）納付場所 千代田区指定金融機関、特別区公金収納取扱店、東京都、山梨県及び関東各県所在のゆうちょ銀行・郵便局

ケ その他千代田区立九段中等教育学校長が定めた書類等

三 その他

- (1) 応募資格の審査は千代田区立九段中等教育学校長が行い、出願を承認し、入学願書を受理する。
- (2) 応募資格に違反し、又は事実と反する記載により出願を承認された者は、出願の承認を取り消すものとする。
- (3) 入学日に、千代田区立九段中等教育学校長に、別途本人の住民票記載事項証明書（様式応2（申請した都内の住所に本人及び保護者が転居したことを確認できるもの））を提出する。

なお、前記一の(2)に該当する場合は、入学日に本人及び身元引受人の住民票記載事項証明書を提出するとともに、1年以内に保護者が帰国した時点で、保護者の住民票記載事項証明書を提出する。

様式一覧

様式番号	名 称	ページ
様式 1	入学願書	18
(様式 1 裏面)	入学願書記入上の注意	19
様式 2	報告書	20
様式 3	合格通知書	21
様式 4	入学意思確認書	22
様式 5	入学許可書	23
様式 6	入学辞退届	24
様式 7	具申書	25
様式 8	島しょからの転居に関する申立書	26
様式 9	同居同意書	27
様式 10	検査得点票	28
様式 11	特別措置申請書	29
様式 12	特別措置決定通知書	30
様式 13	志願者カード	31
様式 14	千代田区立九段中等教育学校出願承認申請書	32
様式 15	住民票記載事項証明書	33
様式 16	転居に関する申立書	34
様式 17	帰国に関する申立書	35
様式 18	身元引受人承諾書	36
様式 19	理由書	37
納付書	入学検定料（区分 A、区分 B 共通） 納付書	38
納付書	入学金（区分 A） 納付書	39
納付書	入学金（区分 B） 納付書	40

(様式1)

平成30年度 千代田区立九段中等教育学校入学願書

男子のみ点線部分を切り取る

18

千代田区立九段中等教育学校長 殿

貴校への入学を志願します。

※受検番号	
-------	--

募集区分	区分 A
	区分 B

どちらかを
○で囲む

志願者	フリガナ		性別	
	氏名			
	生年月日	平成 年 月 日		
	現住所 (出願時の住所)	〒		
	入学式までに転居予定 の人は入学後の住所	〒		
	在籍小学校名			
卒業年月	平成 年 月	卒業見込		
保護者	現住所	〒		
	入学式までに転居予定 の人は入学後の住所	〒		
		連絡先電話番号	()	

写真
正面上半身脱帽
(4cm×3cm)
平成29年12月1日以
降撮影のもので、カ
ラー・白黒いずれでも
可

応募資格が無いと認められた場合や事実と反する記載によって入学したと認められた場合は、入学を取り消されても異存ありません。

平成 年 月 日

保護者氏名 印 志願者との続柄

上記の志願者は貴校に応募する資格があることを確認しました。

平成 年 月 日

立 小学校長

公印

学校コード

--	--	--	--	--	--

 (電話)

(注) 学校コード欄には、都内公立学校のみ公立学校統計調査に使用する6桁の番号を記入する。

平成30年度 千代田区立九段中等教育学校 受検票

※受検番号	
募集区分	区分 A
	区分 B

どちらかを
○で囲む

フリガナ	
受検者氏名	
在籍小学校名	小学校
検査会場名	千代田区立九段中等教育学校

1 検査日時及び時間割

検査日 平成30年2月3日(土) 集合 午前8時30分

実施内容	開始時刻～終了時刻	時間
適性検査1	午前 9時 00分～	45分間
	午前 9時 45分	
適性検査2	午前 10時 15分～	45分間
	午前 11時 00分	
適性検査3	午前 11時 30分～	45分間
	午後 0時 15分	

2 合格発表日時・場所

平成30年2月9日(金) 午前8時

千代田区立九段中等教育学校ホームページ

(<http://www.kudan.ed.jp/>) 掲載

平成30年2月9日(金) 午前9時

本校九段校舎(千代田区九段北2-2-1) 掲示

*この受検票は、合格通知書の受領、入学手続等に必要なのでなくさないこと。

(のりしろ)

領収証書貼付欄

はる前に金融機関(銀行・郵便局)の領収印を
確認してください。

(のりしろ)

(のりしろ)

(のりしろ)

入学願書記入上の注意

- 1 ※の受検番号欄は記入しない。
- 2 記入にあたっては、黒色のボールペン等を使用すること。ただし、消せるボールペン等は使用しないこと。
- 3 募集区分は、区分A、区分Bのどちらかを○で囲む。
- 4 志願者の氏名の欄には、住民票に記載されている氏名を記入する。
外国人の場合は、住民票に漢字氏名又は通称名が併記されていて、受検票に漢字氏名又は通称名のみの記載を希望する者は、志願者の氏名の欄は本名の後に漢字氏名又は通称名を()を付して記入する。この場合、受検票の受検者氏名の欄については、漢字氏名又は通称名だけで差しつかえない。
- 5 男子のみ左上の点線部分を切り取ること。
- 6 保護者印は、朱肉を必要とする印鑑を使用する。
- 7 住所の記入については、丁目、番地等の区分表記を省略してもよい。
例「千代田区九段南一丁目2番1号」→「千代田区九段南1-2-1」
- 8 在籍小学校名の欄には、都外の小学校の場合、道府県から記入する。
- 9 出願日以降入学式までの間に転居することが確実な者は、転居予定先の住所を「入学式までに転居予定の人は入学後の住所」の欄に記入する。

(様式2)(A4判)

報告書

(注) ①字句を訂正した時は、公印を用いてその旨を明らかにする。

②※印の欄には記入しない。

※受検番号

学籍の記録	フリガナ		性別		転入学等	平成 年 月 日	編入学 () 学校から 転学	外国語活動の記録					
	児童氏名					卒業見込		平成 30 年 3 月 卒業見込	観点				
	生年月日	平成 年 月 日生						評価					
各教科の学習の記録							出欠の記録		第6学年 特別活動・総合的な学習の時間の記録				
教科	国語	社会	算数	理科	音楽	図画工作	家庭	体育		出席しなければ ならない日数	欠席日数	学級活動	
評	4年											児童会活動	
定	5年											クラブ活動	
	6年											学校行事	
備考 (学習の記録等の欄に記入できない事項がある時はその理由を記載する。)												事実及び所見	

20

上記記載事項に相違ありません。

平成 年 月 日

記載者氏名

.....私印

学校所在地

〒

電話番号

.....

フリガナ

.....

学校名

.....

校長名

.....公印

学校コード

.....

(注) 学校コード欄には、都内の公立学校のみ公立学校統計調査に使用する6桁の番号を記入する。

受検番号	
------	--

合格通知書

志願者氏名 _____

あなたは、平成30年度千代田区立九段中等教育学校の入学者決定において、合格者として決定しましたので通知します。

なお、下記の手続期間内に入学意思確認書(様式4)を提出してください。

記

- 1 手続期間 平成30年2月9日(金) 午前9時から 午後3時まで
平成30年2月10日(土) 午前9時から 正午まで

平成30年 月 日

千代田区立九段中等教育学校長

公印

(注意) 合格者となった者が、上記の手続期間内に入学意思確認書を提出しない場合は、合格を放棄したものとみなします。

入 学 意 思 確 認 書

このたび、平成30年度千代田区立九段中等教育学校の入学者決定に当たり、合格者になった旨の通知を受けました。

ついては、私は、千代田区立九段中等教育学校に入学します。

なお、入学者決定に関する応募資格等の重要事項の不備又はその他事実と反する事項によって入学したと認められる場合は、入学を取り消されても異存ありません。

また、入学後に応募資格を失った場合には、速やかに転校等の手続に従います。

平成30年 月 日

千代田区立九段中等教育学校長 殿

受 検 番 号 _____

在 籍 小 学 校 名 _____

本 人 氏 名 _____

保護者 { 住 所 _____
氏 名 _____ 印

電 話 番 号 _____

受検番号	
------	--

入 学 許 可 書

志願者氏名 _____

あなたは、千代田区立九段中学校の入学手続きを完了し、入学許可予定者となりましたのでお知らせします。

平成30年 月 日

千代田区立九段中等教育学校長

公印

(注意) 本許可書を、お住まいの区市町村教育委員会に提示し、本校に入学する旨の手続きをしてください。

(様式6) (A4判)

入 学 辞 退 届

平成30年 月 日

千代田区立九段中等教育学校長 殿

私は、千代田区立九段中等教育学校の入学許可予定者となりましたが、入学を辞退します。

受 検 番 号 _____

入学許可予定者氏名 _____

保護者 { 住 所 _____
氏 名 _____ 印

辞 退 理 由 _____

(注意) 入学許可予定者が、進路変更、保護者の転勤等により入学を辞退する場合は、入学辞退届を提出してください。

※受検番号	
-------	--

具 申 書

千代田区立九段中等教育学校長 殿

志願者の家族構成及び志願者と保護者の住所が異なる理由等は下記のとおりです。

志願者氏名 _____

1 家族構成（保護者は、同居、別居にかかわらず、必ず記入すること。）

氏 名	志 願 者 との関係	現 住 所	電 話

2 志願者と保護者の住所が異なる理由等

以上のとおり相違ありません。なお、上記事項の記載について、重要事項の誤記又は不備その他事実と反する記載によって入学したと認められる場合は、入学を取り消されても異存ありません。

平成 年 月 日

保護者氏名 _____ 印

電話番号 _____ ()

上記の者は、平成30年度千代田区立九段中等教育学校入学者決定に関する実施要綱に定める応募資格を有することを証明する。

平成 年 月 日

学校所在地 _____

小学校名 _____

校長名 _____

公印

※受検番号	
-------	--

島しょからの転居に関する申立書

平成 年 月 日

千代田区立九段中等教育学校長 殿

保護者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

志願者との続柄 _____

志願者 住 所 _____

氏 名 _____

このたび、下記の身元引受人の住所に転居しますので、よろしくお願ひします。

記

1 転居先住所

フリガナ 志願者氏名	転居先住所

2 保護者又は身元引受人の氏名及び住所

フリガナ 氏 名	続柄	住 所

3 転居予定年月日

平成 年 月 日 転居予定

4 転居理由

--

上記の者は、千代田区立九段中等教育学校入学者決定に関する実施要綱で定める応募資格「島しょの小学校卒業見込みの者で入学日までに島しょ以外の都内に転居することが確実な者」に該当することを証明する。

平成 年 月 日

学校所在地 _____

小学校名 _____

校長名 _____

公印

- (注意) 1 保護者ととも転居する場合は、本様式の身元引受人の文字に二重線を引く。
 2 身元引受人の住所に転居する場合は、同居同意書(様式9)及び身元引受人の住民票記載事項証明書(様式応2)(身元引受人は都内在住者とする)を添付する。

同居同意書

平成 年 月 日

千代田区立九段中等教育学校長殿

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(同居予定者との関係) _____

私は、下記同居予定者との同居に同意します。

同居前住所 _____

同居予定者

氏 名 _____

受検番号	
------	--

検 査 得 点 票

志願者氏名 _____

請求のあったあなたの検査得点は、以下のとおりです。

適性検査 1	適性検査 2	適性検査 3

平成30年 月 日

千代田区立九段中等教育学校長

公印

特別措置申請書

平成 年 月 日

千代田区立九段中等教育学校長 殿

フリガナ

志願者 氏 名 _____ 性 別 _____

生年月日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 生

保護者 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

電 話 _____

千代田区立九段中等教育学校入学者決定に関する実施要綱の規定により、適性検査等実施上の特別措置を下記のとおり申請します。

記

1 希望する措置を○で囲み、()内は記入してください。

(1) 検査時間	①延長を希望する。(検査時間は、通常の各検査時間の最大1.5倍まで。) ⇒(別室受検になります。)	
(2) 検査会場	①普通の教室でよい(ア 前の方 イ 出入口近く ウ ()) ②机が特殊 ③別室受検を希望 ④家族による送迎を希望 ⑤車いすを使用 ⑥介助者等の同行を希望 ⑦ ())
(3) 検査方法	(例えば、問題解答用紙の拡大など具体的に記入してください。))
(4) その他	①器具の持ち込み(例 補聴器、ルーペ等 ()) ②その他 ())

2 上記1の措置を希望する理由

障害の内容や程度などを含めて、申請する理由を具体的に記入してください。

3 小学校長記入欄

上記のとおり、受検上の措置が必要であると考えます。		平成 年 月 日	公印
立	小学校長		
学校の電話番号			

(注意事項)

- 申請は、小学校長を経由して、平成29年12月15日(金)までに千代田区立九段中等教育学校長に提出してください。なお、事故や病気等による特別措置の申請は、小学校長を経由して、直ちに千代田区立九段中等教育学校長に提出してください。
- 申請後、志願を取り止めた場合は、直ちに千代田区立九段中等教育学校長に連絡してください。

特別措置決定通知書

第 号
平成 年 月 日

小学校長 殿
保護者 様
志願者 様

千代田区立九段中等教育学校長

公印

障害のある志願者に対する措置について下記のとおり決定します。

記

1 決定した措置内容

(1) 検査時間

(2) 検査会場

(3) 検査方法

(4) その他 (器具の持ち込み等)

2 その他

本決定について疑義がありましたら、決定内容について説明をいたしますので、ご連絡ください。

問い合わせ先 千代田区立九段中等教育学校 副校長
電話 03-3263-7190

※受検番号	
-------	--

志 願 者 カ ー ド

平成 年 月 日

千代田区立九段中等教育学校長 殿

_____小学校

志願者氏名 _____

保護者氏名 _____ 印

私は貴校を志願するに当たり、入学を希望する理由と小学校での活動で特に述べておきたいことは次のとおりです。

1 入学を希望する理由

--

2 小学校のときに、力を入れて取り組んできたことで自分が特に述べておきたいこと

--

(注) 志願者本人が鉛筆等で、はっきりと書いてください。

※受 検 番 号

千代田区立九段中等教育学校出願承認申請書

平成 年 月 日

千代田区立九段中等教育学校長 殿

保護者住所 _____ (電話番号) _____

保護者氏名 _____ 印

志願者との続柄 _____

下記の者を貴校に入学させたいので、出願の承認を申請します。

記

1 志願者

フリガナ 氏 名		現住所	
在籍小学校	小学校	平成 年 月 日	卒業見込

2 家族構成 (保護者は、同居、別居にかかわらず、必ず記入すること)

志願者との 関係	フリガナ 氏 名	現 住 所

3 出願申請理由 (該当する事項の番号を○で囲む。)

- | |
|--|
| <p>1 都内在住者で都外の小学校等に在学している者(都内在住者で外国人学校を修了する見込みの者又は修了した者を含む。)</p> <p>2 都外在住者で入学日までに都内に転入することが確実な者</p> |
|--|

海外在住者で入学日までに都内に転入することが確実な者はこの申請書を提出する必要はない。

住民票記載事項証明書					
① 住所			② 世帯主氏名		
③ 氏名	④ 生年月日	⑤ 現住所を定めた 年 月 日	⑥ 世帯主 との続柄	⑦ 国籍・地域 (外国籍の場合のみ)	

上記①～⑦の事項は住民票に記載があることを証明する。

平成 年 月 日

区市町村長氏名

公印

- (注) 1 証明を要する者について、住民票に記載されているとおり、枠内に記入し、平成29年12月1日以降に証明を受ける。
- 2 区市町村所定の様式も使用できる。
- 3 世帯全員の続柄を記載した住民票をもってこれにかえることができる。
- 4 外国籍の者については、国籍・地域を記載したものとする。

転居に関する申立書

平成 年 月 日

千代田区立九段中等教育学校長 殿

保護者 住 所 _____

保護者 氏 名 _____ 印

志願者との関係 _____

志願者 住 所 _____

氏 名 _____

このたび、下記のとおり転居しますので申し立てます。

記

1 転居先住所

志願者との関係	フリガナ氏名	転居先住所
保護者		

2 転居予定年月日

平成 年 月 日 転居予定

3 転居理由

--

(注) 1 転居を証明する書類を添付する。

2 保護者が父母である者で、父母どちらか一方が都内に志願者と同居できないときは、理由書(様式応6)を併せて提出すること。

(様式応4) (A4判)

帰国に関する申立書

平成 年 月 日

千代田区立九段中等教育学校長 殿

保護者 氏 名 _____ 印

志願者 氏 名 _____

志願者と家族の帰国予定の状況は下記のとおり相違ありません。

記

1 家族の状況

氏 名	志願者との 関係	現 住 所	勤 務 先 (学校名)	帰国予定年月	帰国後の住所
	本 人			年 月	

2 志願者と保護者の帰国予定日が異なる場合は、その理由及び身元引受人

理由					
身元引受人	氏 名	志願者との関係	住 所	電 話	

身元引受人承諾書

千代田区立九段中等教育学校長 殿

志願者の帰国後の住所 _____

志願者氏名 _____

上記の者が貴校を受検するに当たり、志願者の保護者が帰国するまでの間、志願者の身元引受人となることを承諾します。

平成 年 月 日

(注) 身元引受人は、都内在住者で、保護者が帰国するまでの間、保護者に代わる者である。

理 由 書

千代田区立九段中等教育学校長 殿

平成 年 月 日

保護者氏名 _____

志願者氏名 _____

志願者の保護者である（ 父 ・ 母 ）が都内に志願者と同居できない理由は下記のとおりですの
でよろしくお願します。

記

1 志願者と同居できない保護者

志 願 者 と の 続 柄	フリガナ 氏 名	現 住 所
父 ・ 母		

2 志願者と同居できない理由

※ 父又は母が志願者と都内に同居できない理由（他道府県における勤務の継続、親族の介護等）を具体的に記入する。

- (注意) 1 本書類は、保護者が父母である者で、父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない場合に提出する。
- 2 千代田区立九段中等教育学校へ入学手続するため、一時的に都内に住所を有し、入学後再び都外に、志願者、保護者又は志願者と保護者が転居する場合は、応募することはできない。
- 3 都内の小学校に在学している者は、本書類を提出する必要はない。

入学検定料(区分A、区分B共通) 納付書

領収証書 (公)		1	
口座番号	00130-2-960001	千代田区会計管理者	
加入者	千代田区会計管理者		
平成 年度	01 一般会計	予算種別	
記帳区分	01	管理番号	
款 項 目	事業 01	事業 節	細 節
12 02 06		02	001
科目名	一般会計 使用料及び手数料 手数料 子ども手数料 中等教育学校入学検定料 0000		
金額	十 億	千 百 十 万	千 百 十 円
		¥ 2 2 0 0	
納入者			
在籍小学校名			
志願者名			
平成 年度	01 一般会計		
科目名	平成 年度 千代田区立九段中等教育学校 入学者選考 入学検定料		
納入期限 平成 年 月 日			
上記の金額を領収しました。			
納付場所 千代田区指定金融機関 特別区公金収納取扱店 東京都、山梨県及び関東各 県所在のゆうちょ銀行・郵便 局			
領 収 日 付 印			
主 管 課	07080000 子ども都九段中等教育学校		
(納入者保管)			

納付書兼納入済通知書 (公)

納付書兼納入済通知書 (公)		1	
口座番号	00130-2-960001	千代田区会計管理者	
加入者	千代田区会計管理者		
一般会計 使用料及び手数料 手数料 子ども手数料 中等教育学校入学検定料 0000			
金額	十 億	千 百 十 万	千 百 十 円
		¥ 2 2 0 0	
納入者			
在籍小学校名			
志願者名			
平成 年度	01 一般会計		
科目名	平成 年度 千代田区立九段中等教育学校 入学者選考 入学検定料		
上記の金額を納付します。			
納入期限 平成 年 月 日			
取りまとめ店 みづち銀行東京府金事務センター (郵便番号330-9794)			
領 収 日 付 印			
主 管 課	07080000 子ども都九段中等教育学校		
(区保管)			

原 符 (公)

口座番号	00130-2-960001	千代田区会計管理者	
加入者	千代田区会計管理者		
平成 年度	01 一般会計	予算種別	
記帳区分	01	管理番号	
款 項 目	事業 01	事業 節	細 節
12 02 06		02	001
科目名	一般会計 使用料及び手数料 手数料 子ども手数料 中等教育学校入学検定料 0000		
金額	十 億	千 百 十 万	千 百 十 円
		¥ 2 2 0 0	
納入者			
在籍小学校名			
志願者名			
平成 年度	千代田区立九段中等教育学校 入学者選考 入学検定料		
納入期限 平成 年 月 日			
領 収 日 付 印			
主 管 課	07080000 子ども都九段中等教育学校		
(金融機関保管)			

入学金(区分A) 納付書

納入通知書兼領収証書		1	
口座番号	00130-2-960001		
加入者	千代田区会計管理者		
平成 年度	01 一般会計		
記帳区分	会計	管理番号	予算種別
款 項 目	01	事業	細 節
12 02 06		細事業	細々節
		03	001
科目名	一般会計 使用料及び手数料 手数料 子ども手数料 0000 中等教育学校入学金		
金額	十 億	千 百	十 千 百 十 円
		¥	5 6 5 0
納入者			
在籍小学校名			
志願者名			
上記金額を納付してください。			
発行年月日	平成 年 月 日		
発行者	千代田区立九段中等教育学校長		
納入期限	平成 年 月 日		
納付場所	千代田区指定金融機関 特別区公金収納取扱店 東京都、山梨県及び関東各 県所在のゆうちょ銀行・郵便 局		
領 収 日 付 印			
主 管 課	07080000	子ども部九段中等教育学校	
(納入者保管)			

納入済通知書		1	
口座番号	00130-2-960001		
加入者	千代田区会計管理者		
平成 年度	01 一般会計		
記帳区分	会計	管理番号	予算種別
款 項 目	01	事業	細 節
12 02 06		細事業	細々節
		03	001
科目名	一般会計 使用料及び手数料 手数料 子ども手数料 0000 中等教育学校入学金		
金額	十 億	千 百	十 千 百 十 円
		¥	5 6 5 0
納入者			
在籍小学校名			
志願者名			
平成 年度	01 一般会計		
科目名	平成 年度 千代田区立九段中等教育学校 入学金		
上記の金額を納付します。			
納入期限	平成 年 月 日		
発行年月日	平成 年 月 日		
取りまとめ店	ゆうちょ銀行東京貯金事務センター (郵便番号330-9794)		
領 収 日 付 印			
主 管 課	07080000	子ども部九段中等教育学校	
(区保管)			

原 符		1	
口座番号	00130-2-960001		
加入者	千代田区会計管理者		
平成 年度	01 一般会計		
記帳区分	会計	管理番号	予算種別
款 項 目	01	事業	細 節
12 02 06		細事業	細々節
		03	001
科目名	一般会計 使用料及び手数料 手数料 子ども手数料 0000 中等教育学校入学金		
金額	十 億	千 百	十 千 百 十 円
		¥	5 6 5 0
納入者			
在籍小学校名			
志願者名			
平成 年度	千代田区立九段中等教育学校 入学金		
発行年月日	平成 年 月 日		
納入期限	平成 年 月 日		
領 収 日 付 印			
主 管 課	07080000	子ども部九段中等教育学校	
(金融機関保管)			

入学金(区分B) 納付書

納入通知書兼領収証書		1	
口座番号	00130-2-960001		
加入者	千代田区会計管理者		
平成 年度	01 一般会計		
記帳区分	会計	管理番号	予算種別
	01		
款 項 目	事業	細事業	細節
12 02 06		03	001
科目名	一般会計 使用料及び手数料 手数料 子ども手数料 0000 中等教育学校入学金		
金額	十 億	千 百	十 百 十 円
		¥ 5 6	5 0 0
納入者			
在籍小学校名			
志願者名			
様			
上記金額を納付してください。			
発行年月日	平成 年 月 日		
発行者	千代田区立九段中等教育学校企画経営室長		
納入期限	平成 年 月 日		
領 収 日 付 印			
納付場所			
千代田区指定金融機関 特別区公金収納取扱店 東京都、山梨県及び関東各 県所在のゆうちょ銀行・郵便 局			
主管課	07080000	子ども部九段中等教育学校	

(納入者保管)

納入済通知書		1	
口座番号	00130-2-960001		
加入者	千代田区会計管理者		
一般会計 使用料及び手数料 手数料 子ども手数料 0000 中等教育学校入学金			
金額	十 億	千 百	十 百 十 円
		¥ 5 6	5 0 0
納入者			
在籍小学校名			
志願者名			
様			
平成 年度	01 一般会計		
科目名	平成 年度 千代田区立九段中等教育学校 入学金		
上記の金額を納付します。			
納入期限	平成 年 月 日		
発行年月日	平成 年 月 日		
取りまとめ店	ゆうちょ銀行東京貯金事務センター (郵便番号330-9794)		
領 収 日 付 印			
主管課	07080000	子ども部九段中等教育学校	

(区保管)

原 符		1	
口座番号	00130-2-960001		
加入者	千代田区会計管理者		
平成 年度	01 一般会計		
記帳区分	会計	管理番号	予算種別
	01		
款 項 目	事業	細事業	細節
12 02 06		03	001
科目名	一般会計 使用料及び手数料 手数料 子ども手数料 0000 中等教育学校入学金		
金額	十 億	千 百	十 百 十 円
		¥ 5 6	5 0 0
納入者			
在籍小学校名			
志願者名			
様			
平成 年度	千代田区立九段中等教育学校 入学金		
発行年月日	平成 年 月 日		
納入期限	平成 年 月 日		
領 収 日 付 印			
口数	計		
金額	十 億	千 百	十 百 十 円
主管課	07080000	子ども部九段中等教育学校	

(金融機関保管)

13.8 (100×400)

千代田区立九段中等教育学校入学者決定に関する実施要綱（手引き）

平成29年9月発行

編集・発行 千代田区教育委員会学務課

〒102-8688 東京都千代田区九段南 1-2-1

電話 03-5211-4284